（1）昭和46年9月20日　（毎月1回20日発行）　商工うつのみや　（昭和43年4月11日 第3種郵便物認可）　定価一部30円　第92号

主な内容

下請取引悪化の防止を……2頁
（寄稿）経営者の健康……2頁
コンピューター実習講座から3頁
歩行者の通行量を調査……4頁
中小企業対策を当所が要望…5頁
雇用促進情報……6頁

商工うつのみや

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市旭町1—3,427
〒320 電話33—6231㈹
編集兼発行人 金子浩蔵
印刷所 三共印刷㈱
電話㈹4106㈹
毎月20日発行定価30円

第5回 会員大会10月21日(木)に開催

会員事業所の永年勤続優良従業員を表彰

会議所活動の活発化 会員相互の親睦を期待

当所の事業で最大の行事となっている〝会員大会〟は、好評のうちに本年で五年目を迎え、菊花香る十月二十一日（木）午後二時より、栃木会館地下小ホールにおいて、「第五回宇都宮商工会議所会員大会」を開催することになった。

さらに、引き続き同四時から、会館二階の〝レストラン三笠〟において、来賓をはじめ参加会員、受彰従業員を一堂に「会員懇親受彰祝賀パーティー」を昨年同様に開催し、相互の親睦を図るとともに、受彰者の栄誉をたたえることになっている。

本大会の主旨は、日頃一堂に顔を合わせることの少ない会員相互の親睦を図ると共に、当所の各部会で検討された当市商工業振興対策のための提案議題に対して、会員皆さんのナマの声による活発な意見によって決議を願い、それぞれ関係当局に陳情、建議するとともに、意見活動の機関としての商工会議所をアッピールすることを目的としている。

さらに同席上において、雇用の安定など従業員対策の一つにと、会員事業所より推せんされた永年勤続優良従業員を三十五年以上、三十年、二十五年、二十年、十五年、十年の順に会議所会頭名で表彰（昨年七〇一名）を行ない、毎日精勤されている従業員の労をねぎらうことになっている。

そこで、会議所活動の一層の強化と活発化を期するためにも、多くの参加が期待されている。

第二部として、大会閉会後引き続き出席者全員の方々に、そのまま栃木会館二階の〝レストラン三笠〟に移動願い、「会員大会並びに会員懇親受彰祝賀パーティー」を盛大に開催し、来賓や会員それに受彰者の皆さん共々に、なごやかな雰囲気で懇親していただくことになっている。

開催要領

一、日時　十月二十一日（木）
受付　午後一時～二時
開会　〃　二時
閉会　〃　三時五〇分

二、場所　栃木会館地下小ホール
大会行事並びに順序

三、第一部
(1)開会のことば
(2)大会委員長（会頭）あいさつ
(3)永年勤続優良従業員表彰
(4)受彰者代表答辞
(5)来賓祝辞
(6)議長団選出
(7)第四回会員大会決議事項の処理経過報告
(8)議事
(9)宣言決議
(10)閉会のことば

四、第二部　会員大会並びに会員懇親受彰祝賀パーティー
出席者全員で、午後四時より栃木会館二階レストラン三笠において開催。

昨年の懇親祝賀パーティーの模様

米国のドル防衛策、円の変動相場制に対する中小企業対策

中小企業庁が発表

中小企業庁は、今回の事態に対処するため、総合的な景気浮揚策を講ずるとともに、とくに中小企業に対しては、次のような金融、税制等の救済措置を検討するとともに、あわせて、中小企業構造の高度化を一層強力に推進するとしている。

【金融上の措置】

一、政府関係中小企業金融三機関による、中小企業者に対する滞貨、減産資金の低利融資を図ること。

二、政府関係中小企業金融三機関に対する中小企業者の既存債務について、繰延べを弾力的に認めること。

三、中小企業信用保険公庫の保険引受枠の拡大等、信用補完制度の充実を図ること。

四、商工組合中央金庫に対する出資を行なって、金利の引き下げを図ること。

五、高度化資金および設備近代化資金について、返済の猶予を認めること。

六、事業転換を助成するための高度化資金融資制度を新設すること。

【税制上の措置】

一、為替差額について、他の事業所得等と分離して繰越しを認めること。

二、欠損金等の繰戻しによる税額還付制度を拡充すること。

三、中小企業の納税の猶予を図ること。

四、法人税率の引下げ並びに中小法人の軽減税率の引下げ、および適用範囲の拡大を図ること。

五、所得税の大巾減税を図ること

六、個人事業税における事業主控除の引上げを図ること。

七、事業転換にともなう加速償却（耐用年数の短縮）制度を新設すること。

【その他の措置】

一、下請取引きの適正化を図ること。

急告　不渡手形取扱い制度が改正さる

宇都宮手形交換所では、手形・小切手の期日決済を促進して信用取引を正常化するため、不渡手形取扱い制度を改正し、きたる十月十八日を交換日とする手形・小切手から実施することになりましたのでお知らせします。

新らしい制度のあらましは、つぎのとおりです。

一、不渡手形に対して、従来認められていた異議による取消の取扱いは廃止されます。したがって、手形・小切手が不渡りになりますと、すべて不渡報告に掲載されて、交換所加盟金融機関の窓口へおたずねください。

二、不渡報告に掲載後六か月以内に二回目の不渡りがあった場合には、取引停止になります。

三、取引停止になりますと、交換所加盟金融機関と、二年間は、当座勘定および借入れの取引ができなくなります。この期間は従来の三年から二年に短縮されています。

つきましては、この改正の趣旨をご理解いただき、手形・小切手の振出しにあたっては、その支払期日・決済資金に十分ご留意のうえ、お取引きに支障が生じないようお願い申しあげます。

くわしいことは、お取引の金融機関の窓口へおたずねください。

社団法人　栃木県銀行協会
宇都宮手形交換所

商用・レジャーにレンタカー
引越用
トラック（1トン積）
ライトバン
マイクロバス（26人乗）
トヨタ・ニッサン各種
大型、小型乗用車
—整備、保険完備—
国鉄駅前
宮の橋レンタカー
電話（0286）22—6097番・6652番

地元の（建設大臣 栃木県知事 登録）
不動産鑑定士
◇法人とその役員との不動産取引には税法上、鑑定評価によることが特に有利です。
宇都宮地方裁判所鑑定委員
宇都宮市区画整理評価員
日本不動産鑑定協会会員
不動産鑑定士 酒井辰雄
（県商8回卒・勧銀定退）
宇都宮市西大寛1丁目6—14
TEL.（0286）34—9372

ご相談は信用金庫
みなさまの
宇都宮信用金庫
理事長　河合順之助
本店　宇都宮市大工町441
TEL 宇都宮（0286）22—5441（代表）
日光支店　木町支店
今市支店　曲師町支店
矢板支店　雀宮支店
氏家支店　泉が丘支店
真岡支店　石橋支店
茂木支店　壬生支店

〝企業を育て、地域を伸ばす商工会議

下請取引の悪化の防止について
通産省・公取委が親企業に要望

今回の米国の輸入課徴金の実施および円の変動相場制への移行等は、わが国全産業に著しい影響を与えることが予想されるが、とくに下請企業については、ただでさえ体質が弱いことなどもあり、その影響がきわめて深刻になることが懸念されている。

政府としては、今回の一連の措置が下請企業を含む中小企業の経営に与える影響をできる限り回避するため、金融対策などできるだけの措置を講ずるとともに、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）の強力な運用などで下請取引の適正化に努めていくとしている。すなわち、法第四条第一項第二号（支払遅延）、法第四条第二号（割引困難な手形の交付）等の違反を中心に同法違反の親事業者に対しては勧告、公表等の所要の措置を積極的に講じていく方針とのこと。

また、その際標準手形サイド（機械工業、非鉄金属工業および鉄鋼業は一二〇日以内、繊維工業は九〇日以内）の遵守についてもあわせて強力に指導していくこととしている。

ついては、親企業の方々に、今回の一連の措置に関連した影響が下請企業に不当にしわ寄せされることのないよう、次の下請中小企業振興基準の遵守にご協力をお願いしたい。

（親事業者の遵守すべき事項）

下請取引を行なうにあたって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）にしたがい、左記事項を遵守しなければならない。

記

1、親事業者は、下請発注をした場合、直ちに下請代金の額、支払期日、支払方法等を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

この場合、支払方法としては現金、手形の別およびその割合ならびに手形サイドを記載しなければならない。（法第三条）

2、下請代金の支払は、親事業者が下請事業者からの給付を受領した日から六〇日以内に行なわなければならない。（法第二条の二）（法第四条第一項第二号）

なお、支払期日までに支払わなかったときは、親事業者は、下請事業者の給付を受領した日から起算して六〇日を経過した日から支払いをする日までの期間について、その日数に応じ、年一四・六％の遅延利息を支払わなければならない。（法第四条の二）

3、下請代金の支払として交付する手形は、その手形を受け取った下請事業者が下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引によって現金化できるものでなければならない。（ここでいう一般の金融機関とは、銀行（相互銀行を含む。）、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の金融機関をいい、いわゆる町の貸金業者等は含まれない。）

また、下請代金の支払期日までに実際に割り引くことができないような手形を交付された下請事業者から現金もしくは割引可能な手形と取り替えるよう申し入れがあった場合には、親事業者はこれに応じなければならない。（法第四条第二項第二号）

4、親事業者が下請事業者に対し製造委託または修理委託をした場合は、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに給付の目的物である物品の受領を拒んではならない。（法第四条第一項第一号）

5、下請事業者の責任に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じてはならない。（法第四条第一項第三号）

6、給付の受領後において、生産計画の変更等により不要になったものを返品するとか、ダブリ発注をした場合の不要品を返品する等、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、不当な返品を行なってはならない。（法第四条第一項第四号）

7、方法のいかんを問わず、市価に比べて著しく低い下請代金の額を下請事業者に押しつけてはならない。（法第四条第一項第五号）

8、自社製品および手持余剰材料等を下請事業者に強制して購入させてはならない。（法第四条第一項第六号）

9、下請事業者が親事業者の不公正な行為について事実を公正取引委員会または中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをしてはならない。（法第四条第一項第七号）

10、親事業者が原材料等を有償で支給した場合に下請事業者の責任に帰すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部もしくは一部を支払わせてはならない。（法第四条第二項第一号）

経営者の健康

ラジオドクター・医事評論家　石垣純二

経営者と呼ばれる不運と不幸

戦前の話ですが団たくま氏がM鉱山の所長をしていたころ、年末の賞与はいまの金にして三億円でした。現代では組合がうるさくて到底こんな大金はとれません。仮にとれたとしても税務署がその九〇%近くを持って行ってしまうでしょう。

先だって、ある小工場主がしみじみ言いました。「わたしなんか銀行界の繁栄のために血眼になって働いているようなものです。取引会社からうけとる支払いは三カ月の手形。不景気になると、ようしゃなく納入品の検収を遅らされて実質四カ月にも五カ月にもなる。それでいて工員のサラリーは現金でしょう。銀行の窓口にお百度ふんで月給日をすませるとホッとする。そのくりかえしです。つくづく経営者なんかになるものじゃないと後悔していますよ」と。

そうです。経営者は重い責任と義務を負ってフウフウいっていますが、その割には酬われません。あなたがもし経営者として繁栄しているならば、それはあなたの生命をカンナで削って手に入れたものです。真剣になって自衛しないと、現代は繁栄者の長生きのむりな時代になっています。あなたは資本主義のメカニズムの生けにえなのです。

胃潰瘍と高血圧をおそれよ

経営者を狙っている最大の敵はストレス病です。たとえば胃潰瘍と高血圧の二つは、神経をつかう経営者に断然多いのです。この二つは全力をあげて防ぐ決心をしなければ…。

まず胃潰瘍の予防には、日曜祭日は仕事をすっかり忘れて好きな道楽に打ちこみ、一日を夢中になって楽しいことに耽って血圧を下げ、胃を良くしなければなりません。

またアメリカの経営者は、年に二回くらいはまとまった休暇をとり、行先は秘書にだけ教えて行方不明になり、本当にのびのびした人生の休暇を楽しむようにします。また一日八時間の熟睡だけはどんな理由があっても確実に守るようにしています。もちろん地上でもっとも安全確実なトランキライザー兼降圧剤兼食欲増進剤兼催眠剤のエチルアルコールこそは経営者の最良の友ですから、一日二合の晩酌も欠かせません。

また胃が丈夫かどうかは食生活しだいですから、長生きしている経営者は、朝からちゃんと魚や肉やチーズや卵をがっぽり取っています。過去七年間、名士の献立を批評してきたわたしは、高齢の経営者の食生活がじつによく考えられていて、朝食のお精進など一人も無いのにおどろいています。キリギリスやコオロギの餌みたいな精進料理で、どうしてスタミナやファイトが維持できましょうか。

どんなことがあっても太る勿れ

このごろヨーロッパやアメリカの経営者に共通しているのは、例外なくスリム・スタイル、つまり針金スタイルであることです。太っている経営者は苛烈な生存競争に堪えられないからで、アメリカの生命保険会社などは太った人の加入は断わるようになっています。太っている人の成人病死亡率はふつうの人の五〇%がた高いことが証明されたからです。

身長引く一一〇のキログラムを理想とし、その上下一〇%の安全地帯に自分の体重を保つことが何よりの急務です。といって故大宅壮一先生のように、栄養のないこんにゃくを多食して体重減少には成功したが、健康を害ねて急逝されたというようでも困るわけで、ちゃんと必要なタン白やビタミンは取りながら、しかもカロリーを減らすのには細心の注意を払ったダイエト療法が必要です。つまり科学的に慎重に考えられた献立が必要で、アメリカでは、そのような食事箋の出せる医師の少ないことが一番の難点となっています。

しかし、ちゃんとした栄養学の専門家にときどきメニューをチェックしてもらうのは、それこそ経営者の生きのこる保険のようなものでしょう。

車は経営者の生命を縮める

経営者にとって「時は金なり」ですから、どうしても車にのってとび廻るはめになるのですが、あの車こそは棺桶車であって、経営者の生命を削ります。すべての体育のうちでもっとも合理的なのが歩行と水泳ですが、時は金の人間にとって歩いているのは贅沢で、とうてい許されません。

ある社長は七十五歳のときに対談した私に「性生活は壮年時代と大差ありません」と豪語しておどろかせましたが、その秘訣は一年中みかん類を欠かさず食べることと、毎晩一時間又は三時間の散歩を欠かさないことでした。

なるほど柑橘類はくだものの女王で、長生きに必要なビタミン類をたっぷり含んでいるので、一日も欠かさず夏蜜柑を一コずつ食べるというこの社長には、わたしも脱帽せずにいられませんでした。

また一〜三時間の散歩を欠かさないために、夜の宴会は一切出たことがないというその意志力のつよさには全く恐れ入りました。これだけの計画人生をおくればこそ、この社長はいまだに八十二歳で現役でピンピンしています。

車は止むを得ない必要品だとは知っていますが、用事が済んだらすぐ車を下りて歩くように努めないと、人間は二本の脚を使わなくなると弱るものだし、中でもまん中の小さな脚はことに弱ってしまいます。二本の脚はじつは心臓循環器系の力を象徴しています。六十年間スターの座を占めつづけたモーリス・シュバリエの長生きと若さのコツは、昔話を一切しないこと、未来の計画しか話題にしないで、自家用車を使わず、いつも二本の脚で歩いたこと、この二つだそうです。

人間はよく考えられた栄養食を食べ、よく歩き、そしてよく休暇をエンジョイしていたら、病気をするわけがありません。あなたの毎日はいかがですか。

"安い掛金で高額保障"
商工会議所の「害災共済制度」に加入を
TEL33—6231へ係がすぐうかがいます

店舗の企画設計は
新しいデザインと 豊かな経験をもつ
◇栃木県店舗装飾協同組合員へ◇
各種ウインド・陳列ケース・陳列台・ステージコーナ その他・あなたのお店の繁栄にご協力させていただきます

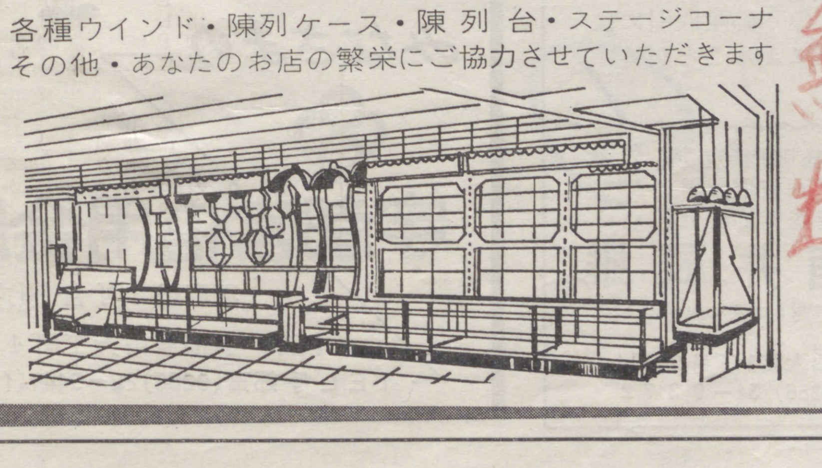

栃木県店舗装飾協同組合
(有) カワナベ工芸　宇都宮市西大寛一丁目二番一二号　電話(0286)(34)九二四六
(株) 明和工芸　宇都宮市松原一丁目二番八号　電話(0286)(22)七五二一・五五一二
(有) イノマタウインド製作所　宇都宮市平出町四二八七番地　電話(0286)(61)〇五五五
石下製作所　宇都宮市西大寛二丁目二番一五号　電話(0286)(34)九二二六
丸源製作所　宇都宮市宮本町一八番四号　電話(0286)(58)一二二九

12回目　No.24　無料

詐欺行為にご注意を!!

最近県が商工名鑑を編集するといって訪問し、内容を記載した書類に

基礎知識から実演まで
中小企業経営者のための コンピュータ実習講座開かる

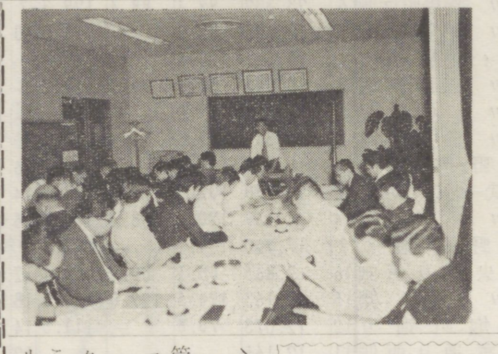

近年、急激な企業環境の変化にどう対応していくか、人手不足と賃金高騰に対処してどう省力化をすすめていくか——この二つが、いまの中小企業経営者の最大の関心の的。

たしかに、最近のコンピュータは、めざましい性能向上やソフトウエア（利用技術）の整備、それに計算センターの普及など、中小企業でもコンピュータは非常に取り入れ易くなってきた。しかし、そのためには、経営者自からがコンピュータについて正しい理解をもつことと、十分な研究が必要。

従って、当会議所は、宇都宮市と日本商工会議所との共催で通産省の後援により、コンピュータの基礎知識と活用方法などを理解していただこうと、コンピュータの演習も含めて、去る九月二日、三日の二日間、四十五名が参加して、富士通信機㈱小山工場で開講した。講座の内容は、日商の委員会で十分練り上げたもの。

そこで、今回は、講座の中から基礎的なものや他の資料から、コンピュータとはおよそどういうものでどう活用するものなのか、などについて述べ、今後の参考に供したい。

【はじめに】

企業をとりまく外部環境は急速に変化しており、その方向を見極めて企業の維持存続、成長の機能を営むのが、経営者や管理者の役割である。

従って、今日進展している情報化社会への適応が必要なところから、ハードな3C革命が発展し、それが大きなインパクトを与えていると思われ、経営者、管理者はそのことに十分注意を払うことが必要である。

3C革命とは、コンピティーション（計算）、コミュニケーション（通信）、コントロール（制御）の略称であり、コンピュータはこれをフィードバック（繰り返し）する役目をもっており、フィードバックさせることによってその機能を発揮し、情報を得ることになる。

その情報を得る必要性は、次のようなことからいえる。

経済が発展して大量消費時代になると、衣食住の満足や生活の豊かさと余暇の増大により、より高度の知的欲求が増大し、それが教育産業の発達をもたらす。また、より高度の感覚的欲求が増大するとレジャー産業が発達するといったように、企業の価値観を変化させることになり、生産者志向から消費者志向へと変化し、いわゆる消費者選択が変化していくことになる。

この消費者ニーズの多様化や変化に敏感に、かつキメ細かく対応できるために、情報処理システムが必要となってくる。

【コンピュータの活用分野】

経営者にとって、この活用分野が一番関心のある問題といえる。

しかし、それを考える前に、企業とはいったいどのような活動をしているのか、いま一度見直す必要がある。そして、どの分野にコンピュータがうまく使えるかが非常に大切な問題になってくる。

そこで、活用分野として考えられるのは、局面を段階的に分けてみると、①経営者の経営そのもので戦略的なもの、②マネジメント（管理）面、③オペレーティング（作業）面の三つになり、それぞれの分野で違った活用をすることになる。それを具体的に示すと次のようになる。

▼戦略的局面▲

企業の構造をきめる諸目標方針の設定、外部の環境変化との関連、市場への適応（競争あるいは多様化への戦略）、さらに、企業の限られた資源（資金、材料、労働力など）を有効に活用するための分析などの業務。

▼マネジメントの局面▲

予算の編成、経営実績の測定評価及び改善、生産・販売の計画・統制などの業務。これは、一定期間に累積されたデータを分析し、管理効率を高めたり、相関分析などの経営科学への適用が図られるが、効率面を考える必要がある。

▼オペレーティングの局面▲

販売・在庫・売掛・人事などの管理業務であるが、非常にコンピュータ化しやすい分野である。

これは、毎日の伝票処理から刻々と変化する状況を正しく入れることによって、適切なコントロールを行なうための情報となる。

【コンピュータは企業に何をもたらすか】

まず、経営の構造面を見直して改善しなければならない。

それは、①固定費（使用料など）が増加する。②長期計画を立てる必要がある。③生産、販売、在庫、労務、購買などの総合的な管理をしなければいけない。などがあげられるが、なんといっても相当な経費を要するため、それに見合う利益面から、長期計画を立てることが重要となってくる。

次に、組織面に変化がでてくるということ。それは、新職務（システム・エンジニヤ、プログラマ、オペレータ）が発生し、専門職（スペシャリスト・スタッフ）が増加し、現場とトップとの直結による集中管理が必要になってくる。

そこで、ラインのミドル・マネジメント（中間管理者）が、質的変化に対応できるかという問題がでてくる。わかり易くいえば、中間管理者は高度な資料作りができるか、スペシャリストとうまくやっていけるか、あるいは、それらから妨害を受けないか、などの問題から組織面を改善していく必要がある。

それでは、コンピュータ活用の利点と欠点をあげてみよう。

【利点】①労働生産性の向上、②作業能率の向上、③品質の安定化、④生産期間や納期の短縮、⑤管理の集中化——などがある。

【欠点】①固定費の増加、②故障時の混乱、③生産・販売の弾力性低下、④心理的な圧迫——などがあげられる。

そこで、利用した場合の効果について、さらに一般的なものをあげてみると次のようになるが、常にこれだけの効果があるということではなく、その活用の仕方とその量によって生まれてくる。

【効果】

一、事務処理面における効果
(1) 人件費の節減
(2) 事務コストの節減
(3) 時間短縮
(4) 誤謬の削減、事務精度の向上
(5) 事務所スペースの節約
(6) 手続、制度の標準化
(7) 重複やムダの排除
(8) 合理化された事務への推進
(9) 関連一貫せる（システム化された）事務体系の整備

二、管理面における効果
(1) 管理、作業実体の正確迅速な把握
(2) 管理手続、ルールの標準化
(3) 管理可能限界の拡大と普遍化
(4) 管理水準の向上
(5) 管理措置の迅速、的確化
(6) 在庫量の削減、仕掛量の低減
(7) 需給管理の合理化
(8) 納期の短縮
(9) 売掛金回収の適正化
(10) 資金繰りの正確化
(11) 品質の向上、均一化
(12) 能率、歩留、生産性の向上
(13) 管理の自動化、計画化

三、経営面における効果
(1) 計画の立案設定の迅速、最適化
(2) 判断、意志決定の迅速、最適化
(3) 資金効率の向上
(4) 経営実態の正確、迅速な把握
(5) 顧客サービスの向上
(6) 売上、販路の拡大増加
(7) 採算有利品種の選択
(8) 方針設定の基礎データの把握
(9) 各部門の相互一体化の推進
(10) 経営近代化、体質改善の促進
(11) 科学的経営管理手法の活用可能の拡大
(12) 経営情報処理組織の確立体系化

【機械化のための前提条件】

一、機械化のためには、アドバイスを受けるなどして知識を身につけ、時間をかけて十分検討して、正しく理解する。

二、標準化と簡素化を行なう。いまある内部の業務手続をよく検討し、改善して標準化したものを入れていかねばならない。

三、導入の動機を明確にして、その目的のためにどうするかをよく考える。動機が貧弱で、半分以上はうまく使われていないというのが現状なので、まず必要なものをはっきりさせる。その量が機械化への前提条件になる。

四、中間管理者層が不安を持ったり、妨害することもあるので十分考慮する。

五、導入までの組織体制として、適格なスタッフが必要であり、スタッフの配置に注意する。

六、導入までのステップ（イラストを参考に）

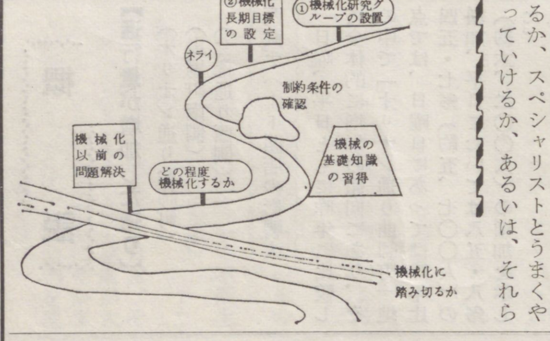

【電算化のためのチェック・リスト】

一、＝経営者のための電算機十訓＝電子計算機の能力とその限界を知ること。

二、新しい思想と機種とに十分精通したスタッフをもつこと。

三、管理、組織、技術などの専門スタッフをもつこと。

四、業務の機械化を促進するために、組織内各部門の定期監査を実施すること。

五、経営判断のために必要となる要約情報だけを電子計算機部門に依頼すること。

六、事務処理の機械化にあたっては一定の型にはまった方式を固執しないようにすること。

七、制度改善のための万能薬でないことを知ること。

八、事務分析、業務の整備、改善の結果、電算機の利用が実際的でないことが明らかになれば、その時点では導入を中止すること。

九、一部門の機械化は、必然的に他の組織部門に影響する。

十、人力で処理できる仕事で、電算機使用の方が効率がよければ使用してもよいが、そうでないときは電算機を使わないこと。

【おわりに】

コンピュータ導入のメリットは当初から省力化による経費の節減は期待できない。コンピュータは何でもやってくれるという万能性を盲信し、かえって効果的な利用ができず、経費が増加して失望する結果もみられるので、最初は計算などを委託して、その結果をみて検討するほうが賢明である。

コンピュータを効果的に利用してメリットを生むには、EDPシステム（E＝エレクトロニット、D＝データ、P＝プロセシング、つまり「電子的な形で資料や情報を処理するシステム」）が軌道にのり、業務処理が順調に行なわれていることが前提となり、将来、営業規模が増大してきて相対的処理能力が増加し、それが労働生産性の向上、労働付加価値率の増加となって効果が現われてくる。

今後、人件費の上昇、EDP化による合理化、処理能力の増加、処理の迅速性、対外信用などの目にみえないメリットはコンピュータにあるということがいえる。

経済社会は益々国際化し、企業間の競争も激しさを増してくるとともに、情報も多種多様になってくるだろう。この情報をうまく利用できるかどうかによって、情報化時代に成長し繁栄していくことができるといわれている。

正確な情報を適切なときに入手して利用することが、これからの企業にとって必要な条件となり、これからの経営者は、情報化時代に速応してコンピュータを良く理解し、経営に必要な情報を確保整理した企業体制をつくり上げていくことが大切である。

【コンピュータのための分析例】

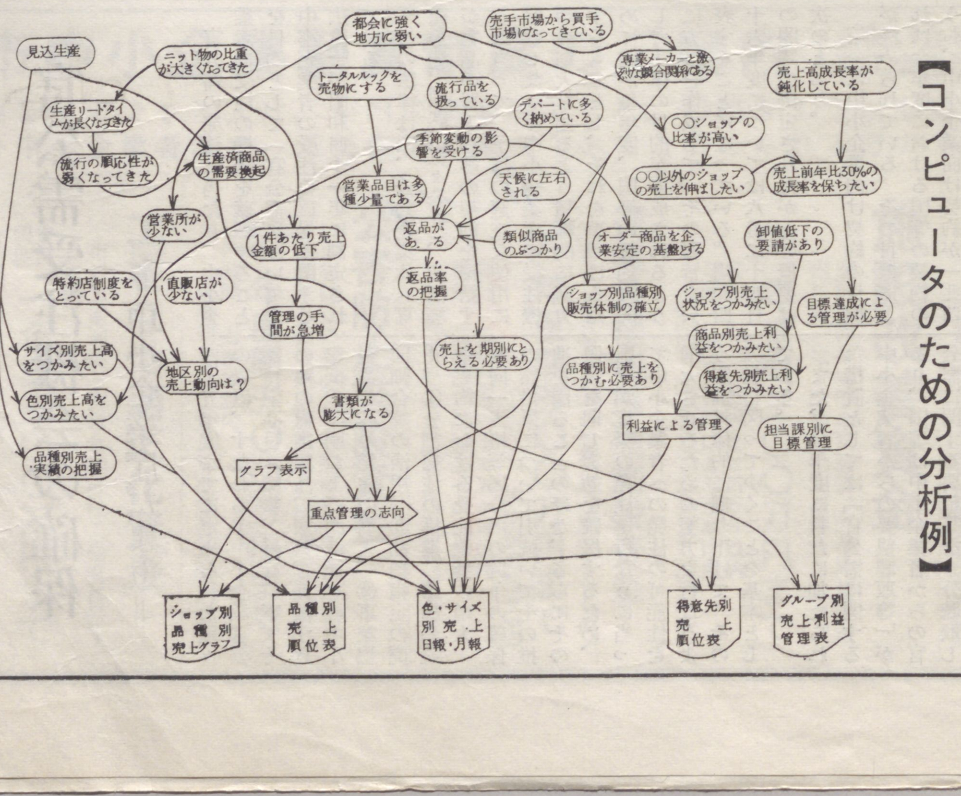

商店街診断や商店経営の参考資料に
歩行者の通行量を調査
市商工観光課・当商工会議所

この調査は、本市中心部における歩行者の通行量をいっせいに調査し、その流動状況を明らかにして、この面における商店街の現状を把握することによって、商店街診断の基礎資料、各商店の経営上の参考資料にしようとするもので本年で昭和三十二年に初めて実施されてから十五回目にあたる。

実施方法は、今回も栃木県立宇都宮商業高等学校の実践調査部、調査個所にあたる商店のそれぞれの協力を得て次の要領で行なわれ、その結果は下表のとおりとなった。

調査の要領

一、**調査年月日** 昭和四六年七月二五日（日）および七月二七日（火）の二日間

二、**調査時間** 午前一〇時から午後七時まで

三、**調査地点** 市内主要地点二五ヵ所（別図、左上参照）

四、**調査要員** 一日一一〇名（宇商高生徒）

五、**調査対象** 中学生以上の歩行者

六、**調査項目** 歩行者を日曜・平日別、時間別性別、方向別に把握

七、**調査日の状況**
七月二五日（日）くもり
平均気温 二四・〇度
最高気温 二七・四度
最低気温 二一・七度
七月二七日（火）晴れのちくもり
平均気温 二三・九度
最高気温 二七・三度
最低気温 二〇・九度

八、**一年間の変化**
杉原町南側
四六年三[illegible]店再
四六年六月 西[illegible]店開店

調査地点要図

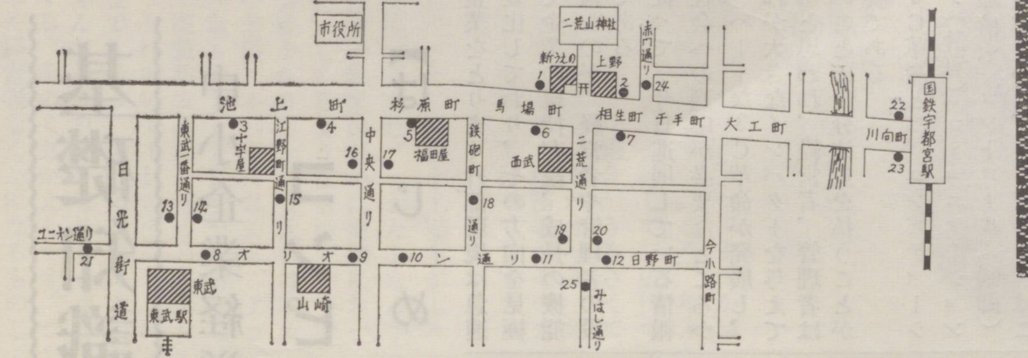

昭和46年度通行量実態調査結果（速報）

	調査地点		46.7.25（日）くもり 順位	通行量	前回比 43年比	44年比	45年比	46.7.27（火）くもり 順位	通行量	前回比 43年比	44年比	45年比
1	鈴木屋呉服店前	大通り馬場町北側	7	20,585	164.1	158.7	93.1	5	16,201	187.4	205.5	115.5
2	宇塚至誠堂前	〃 相生町北側	13	9,371	94.0	—	102.5	13	8,619	142.5	—	147.4
3	安中家具店前	〃 池上町西	17	7,644	96.1	—	—	11	9,393	149.9	—	—
4	西根カメラ店前	〃 池上町東	3	26,600	—	—	—	2	21,373	—	—	—
5	山中金魚店前	〃 杉原町南側	1	31,771	115.3	—	—	1	23,849	139.3	—	—
6	タカラヤ金物店前	〃 馬場町南側	6	23,332	99.4	88.4	129.3	7	15,040	120.2	113.0	146.1
7	河合楽器店前	〃 相生町南側	10	12,638	82.3	—	91.0	10	9,722	114.9	—	118.0
8	鈴木ボタン店前	オリオン通り一条町	4	25,601	128.6	—	—	4	17,375	155.4	—	—
9	富貴堂パン店前	〃 江野町西	2	30,500	86.9	79.7	110.2	3	18,441	101.6	106.1	132.2
10	きむらや履物店前	〃 〃 東	5	24,921	99.0	—	—	6	15,837	113.2	—	—
11	やまとメンズショップ前	〃 曲師町	8	18,343	109.8	81.4	145.7	8	13,573	137.0	107.4	185.8
12	大貫紙店前	日野町通り	18	6,777	158.0	—	—	16	6,354	273.6	—	—
13	井上書店前	東武一番通り西側	25	3,190	102.3	94.2	114.5	24	2,667	129.5	114.2	103.0
14	サイトウシャツ店前	〃 東側	14	8,169	120.9	88.1	106.4	15	6,775	135.0	101.6	106.5
15	秀月堂菓子店前	江野町通り	9	17,720	154.1	—	97.5	9	13,429	199.3	—	123.9
16	岡埜栄泉堂菓子店前	中央通り西側	16	7,865	88.1	80.0	100.1	17	6,328	95.9	106.5	108.9
17	石田時計店前	〃 東側	15	8,163	124.5	129.0	125.1	18	5,789	123.8	133.1	126.2
18	春日屋酒店前	鉄炮町通り	12	12,073	70.8	—	111.5	14	7,812	71.1	—	109.6
19	功寿司店前	二荒通り西側	11	12,165	133.0	97.7	135.5	12	8,733	152.1	128.8	136.7
20	男子専科イシイ前	〃 東側	20	6,364				23	3,641			
21	ナカヤ楽器店前	ユニオン通り	23	4,602	155.2	—	173.7	25	2,599	98.8	—	101.3
22	神保食堂前	国鉄駅前通り北側	24	3,879	131.8	102.2	138.7	22	3,928	157.6	125.4	137.2
23	ゑびす屋果物店前	〃 南側	19	6,388	103.1	87.4	110.4	20	5,408	121.7	114.1	108.9
24	栗原履物店前	赤門通り	21	5,099	133.0	—	—	21	4,159	123.8	—	—
25	キクヤ洋装店前	みはし通り	22	4,949	160.4	—	—	19	5,523	174.5	—	—
	合計			338,709	109.6	93.6	112.7		252,568	132.2	121.1	127.7

総通行量の日曜と平日の比較・通行量の男女別割合

	調査地点		日曜日（46.7.25） 男	女	女%	平日（46.7.27） 男	女	女%
1	鈴木屋呉服店前	大通り馬場町北側	6,803	13,782	67.0	5,099	11,102	68.5
2	宇塚至誠堂前	〃 相生町北側	3,793	5,578	59 5	3,018	5,601	65.0
3	安中家具店前	〃 池上町西	3,319	4,325	56.6	3,492	5,901	62.8
4	西根カメラ店前	〃 池上町東	10,316	16,284	61.2	6,817	14,556	68.1
5	山中金魚店前	〃 杉原町南側	11,152	20,619	64.9	7,174	16,675	69.9
6	タカラヤ金物店前	〃 馬場町南側	7,616	15,716	67.4	4,159	10,881	72.3
7	河合楽器店前	〃 相生町南側	5,066	7,572	59.9	3,300	6,422	66.1
8	鈴木ボタン店前	オリオン通り一条町	11,930	13,671	53.4	7,350	10,025	57.7
9	富貴堂パン店前	〃 江野町西	13,674	16,826	55.2	8,138	10,303	55.9
10	きむらや履物店前	〃 〃 東	11,525	13,396	53.8	6,979	8,858	55.9
11	やまとメンズショップ前	〃 曲師町	8,704	9,639	52.5	5,798	7,775	57.3
12	大貫紙店前	日野町通り	3,837	2,940	43.4	3,336	3,018	47.5
13	井上書店前	東武一番通り西側	1,693	1,497	46.9	1,231	1,436	53.8
14	サイトウシャツ店前	〃 東側	3,656	4,513	55.2	2,955	3,820	56.4
15	秀月堂菓子店前	江野町通り	6,831	10,889	61.5	4,613	8,816	65.6
16	岡埜栄泉堂菓子店前	中央通り西側	3,643	4,222	53.7	2,999	3,329	52.6
17	石田時計店前	〃 東側	4,242	3,921	48.0	2,869	2,920	50.4
18	春日屋酒店前	鉄炮町通り	4,744	7,329	60.7	2,885	4,927	63.1
19	功寿司店前	二荒通り西側	4,525	7,640	62.8	2,767	5,966	68.3
20	男子専科イシイ前	〃 東側	3,066	3,298	51.8	1,390	2,251	61.8
21	ナカヤ楽器店前	ユニオン通り	2,568	2,034	44.2	1,413	1,186	45.6
22	神保食堂前	国鉄駅前通り北側	2,261	1,618	41.7	2,130	1,798	45.8
23	ゑびすや果物店前	〃 南側	3,214	3,174	49.7	2,747	2,661	49.2
24	栗原履物店前	赤門通り	2,366	2,733	53.6	1,855	2,304	55.4
25	キクヤ洋装店前	みはし通り	2,225	2,724	55.0	2,228	3,295	59.7
	合計		142,769	195,940	57.8	96,742	155,826	61.7

概説

【通行量が増加した通り】
（オリオン通り曲師町）
（馬場町南側）
（二荒通り西側）

西武デパート開店の影響大

日曜、平日ともに昨年に比較して全体的に増加の傾向にあり、その中で「オリオン通り曲師町」地点では、日曜日にあっては昨年比四五・七％（約五、七〇〇人）の増加、平日においては八五・八％（約六、二〇〇人）の増加を示した。

これと同じような傾向で「馬場町南側」「二荒通り西側」が日曜日にあっては三〇〜三五％、平日においては三五〜四五％（約三、五〇〇人〜五、〇〇〇人）の増加をみたが、この三地点は、昨年は西武デパート工事中の影響を受けて減少をみた地点で、今年の増加は西武デパート開店（四六年六月一七日）を一つの要因として客足の流れが変化したものと考えられる。

また、この地域につながる日野町通り、みはし通りの増加も大型店進出の影響力とみられる。

（ユニオン通り）

日曜歩行者天国の効果出る

日曜日において、特にユニオン通りが七三・七％（約二、〇〇〇人）増と著しい伸びをみたが、これは五月、六月に日曜歩行者天国を実施し、大売出しや各種催しを実施して客足の吸収に努力した結果が現われたものと思われる。

【通行量が減少した通り】
（大通り馬場町北側）
（二荒通り東側）
やや減少

昨年新うえのの開店により著しい増加を示した「大通り馬場町北側」が日曜にあってはやや減少した。

また、二荒通りについても西側が著しい増加を示したのに反し、東側が減少傾向を見せたことも西武の吸収力の影響とみられる。

【その他】

（江野町通り）は大通りとオリオン通りを結ぶ太いパイプ

大通りとオリオン通りを結ぶ五本の調査道路の中で、（江野町通り）が通行量において第一位を示しており、太いパイプとなっていることは、十字屋への客の流れが強い影響力を示しているものと思われる。

オリオン通りに新らしい吸引要素

商店街の中で平日に比較して日曜日の通行量が比較的多い（※平日比五二％増）オリオン通りは、単に全蓋アーケードの魅力だけでなく、それにふさわしい店頭の改装等による新らしい吸引要素を備えてきたことが大きな力となっているものと思われる。

【通行量の男女の割合】
女性 六割
男性 四割

日曜、平日ともに大体六割が女性、四割が男性となっているが、日曜より平日の方が女性の比率が高くなっている。中でも女性の通行量が七〇％近くを占める地点は「大通り馬場町南北」「杉原町南」（山中金魚店前）「二荒通り西側」「池上町東」（西根カメラ店前）等があげられるが、これらの地域は買回品店が多く立地条件としては極めて良好であることを示している。

「日野町通り」「ユニオン通り」「国鉄駅前通り」が男性の比率が高く、「国鉄駅前通り」は通勤者通学者等の通過地点として当然のことながら、他の地点については「女性通行量の多い商店街」としての立地条件にあと一歩と言うことが示された。

中小企業の官公需受注機会の確保
—中小企業庁だより—

官公需の発注に当たり、中小企業者に受注の機会を確保することを目的として「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」が昭和四十一年に制定されている。

この法律は国、公共企業体（専売公社、国鉄、電々公社）、公団等が物品の買入れ等の契約を締結するに当って、予算の適正な使用に留意しながら中小企業者の受注機会の増大を図るよう積極的に努力するものとし、それを裏づけるために国が毎年度、国等の契約に関して法律の目的が達成されるように方針を作成して、その要旨を公表することになっている。昭和四十六年度については八月二十四日の閣議で決定されたがその概要は次のとおり。

第一に中小企業向け契約の目標が決められている。その目標によれば今年度における国等の契約のうち、中小企業向け契約が一兆四百億円となるよう努めるものとされている。この金額は国については約五千四百億円、公社、公団等については約五千億円となってい る。また一兆四百億円は、国等の全官公需対象予算約三兆四千六百億円の三〇・一％（国については約一兆四千四百六十億円の三七・五％、公社、公団等については約二兆百二十億円の二四・八％）になる。

第二に中小企業の受注機会の増大のための措置が定められた。

今年度は、昭和四十一年度から四十五年度までに定められた種々の措置、すなわち①中小企業官公需特定品目（織物、外衣、下衣その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷および潤滑油）の中小企業者への発注の増大、②事業協同組合等の活用、③銘柄指定の廃止、④分割発注の推進、⑤指名競争契約における受注機会の増大、⑥同一資格等区分内の競争の確保の諸措置について引続いてその推進を図ることのほか、さらにその徹底を期し実効を確保するため、国等が実際の発注を行なうに当って中小企業者への発注の可能性を増大させるための努力を行なうよう個別具体的に掘り下げて、その実現を図ってゆくことを基本としている。

また、今年度に新たに加えられた措置としては「官公需に関する中小企業者からの要望聴取等」があり、国等は中小企業者からの官公需に関する要望等を十分聴取しその反映を図るよう努めるとしている。このため具体的には中小企業庁および通商産業局等に特定の相談日を設けるなどの体制整備を図って、中小企業者からの要望を直接かつ円滑に処理するよう努めることとしている。

なお、要旨公表の全文は「昭和四十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針」として官報に掲載されるが、さらに詳細をお知りになりたい方は関係部局等（中小企業庁下請企業課ほか）にお問い合わせいただきたい。

捺印させ、登載料を威し取る者が出まわっています。県及び当所は関係ありませんのでご注意ください。

中小企業に対する政府関係金融助成措置の改善と税負担の軽減に関する要望（要旨）
八月の関東商連総会において 栃木県連提出議題として当会議所が提案

我が国の経済に重要な役割を果している中小企業は、六〇年代以来経営の近代化が進み、設備の充実や技術水準向上の努力に伴って近年その生産性は著しく上昇を示し、大企業との生産性格差は縮少をみており、また、中小企業の賃金も大幅に上昇し、昭和三十二年には大企業の五三％が、昭和四十三年には七二％にまで向上し、ほぼ欧米先進諸国の格差に近い水準に到達するに至ったといわれている。

しかしながら、賃金の上昇率が生産性の上昇率を上回っているともいわれ今後の問題として不安を感ずるばかりでなく、経済の国際化、労働力不足の深刻化、公害問題の高まりなど、七〇年代を迎えた企業経営の基調は、一つの転機にさしかかったといわれており、社会的、経済的環境の激動期に直面して中小企業は、その体質改善のため日夜努力を重ねている。

政府におかれては、これら中小企業の努力に応え、中小企業の体質強化をはかり、大企業ともども均衡のとれた調和ある発展を期するよう、次のとおり、金融円滑化の改善方策および自己資本充実のための政策的減税、ならびに中小企業の規模範囲の拡大等、この際勇断をもって実施し、経済社会の健全な発展をはかるよう強く要望する。

記

一、**政府関係中小企業金融三機関の融資条件改善方策**

(1) 三機関の貸出金利の引き下げ（普通貸付年八％以下に）を実施するために、政府出資を大幅に増額し、財政投融資の金利年六・五％を適正率に引き下げること。

(2) 融資期間の延長をはかること。国民金融公庫、中小企業金融公庫の融資期間は、商工組合中央金庫の運転資金七年以内、設備資金十年以内と同様にすること。

(3) 国民金融公庫の普通貸付一企業当り融資限度五百万円以内は一千万円以内とし、環境衛生金融公庫貸付との格差をなくすこと。

(4) 三機関の貸出規模の拡大をはかること。

(5) 以上(2)(3)(4)実現のため財政投融資額を飛躍的に増額すること。

(6) 中小企業金融公庫の代理貸付一千万円以内は三千万円以内とすること。

二、**中小企業に対する減税対策**

〔国税〕

(1) 所得税
イ 個人企業（ただし青色申告者）に対する事業主報酬制度の創設
ロ 控除対象配偶者の所得限度額の引き上げ（現行一五万円を二〇万円に）
ハ 基礎控除額の引き上げ（現行一九万円を三〇万円に）

(2) 法人税
イ 資本金一億円以下の法人の税率の軽減適用範囲の拡大（所得三〇〇万円を六〇〇万円に引き上げ）
ロ 現行税率の引き下げ
ハ 中小同族法人に対する留保金課税の廃止
ニ 中小法人の資本金規模の引き上げ
ホ 退職給与引当金の累積限度の引き上げ

〔地方税〕

(1) 住民税
個人企業（ただし青色申告者）に対する事業主報酬制度の創設

(2) 事業税
イ 個人企業（ただし青色申告者）に対する事業主報酬制度の創設
ロ 法人事業税の軽減税率適用区分の改善（所得一五〇万円までを三〇〇万円までに、所得三〇〇万円までを六〇〇万円までに、所得三〇〇万円超を六〇〇万円に引き上げ）

三、**中小企業の規模範囲の拡大**

中小企業育成のための現行金融および税制上の助成措置は、約十年前に規定された中小企業の規模範囲によって現在行われており、制定当時に比べ諸情勢の変化は著しく実情に副わないので、次の通り規模範囲の拡大をはかること。

(1) 鉱工業、運送業については資本金一億円以下、従業員三〇〇人以下

(2) 商業、サービス業については資本金五、〇〇〇万円以下、従業員一〇〇人以下

随想 丸い価値観
荒牧春三郎

愛、心、美、と書いていくとなんだか高田好胤師の本のタイトルみたいだが、この文字はお経の文字でも、武者小路実篤先生の色紙の文字でもなく、大学生を含めて20代の男女が選んだ"若者の好きな文字"のいくつかであり、ベストテンは、このあと誠、海、山、和、恋、空、真と続く。そういえば、いずれも若者の好きなフォークソングや歌謡曲によく登場してくる文字である。

これは、東京を中心に関東六地区で「あなたの好きな文字を五つあげて下さい」という設問でのアンケートの集計である、とあるイラストレーターの方が書いている。男性は「心」がトップ、女性は断然「愛」だった。

国語学者や心理学者、評論家はこれをいろいろに分析していい る。視覚言語しかない私達には、愛も心も空も海もみんな丸いイメージの字に見えてくる。大人は名刺という肩書きや書類、デスクやオフィス、そしてマイホームを大事にする。いずれも四角い形のものばかりだが、現代の大人社会は、いつもこんな四角にばかり価値観を見いだしているのではないだろうか。しかし、若者は車、テープレコーダ ー、ボウリング、カプセル、地球、宇宙、平和、愛……と丸いものに価値観を見いだす。その丸と四角の価値観の差が現代の世代の断絶を生んでいる。

部屋も丸い部屋で、上座も下座もないだろうし、デスクも丸ければどちらを向いても仕事ができるし、ビルも丸ければビジネスもサービスも、どちらの通りや街にも向いていることになる。

道路も湾岸一周のような円道路をつくれば、ただ車をブットバスというスピードの価値観を消滅させてしまう。円は循環であり再生であり流動である。不安定非集合、固定不能といった、そのデメリットは、こんな現代の新しい価値体系の発見の中で解消されよう。

環境にも、開発にも、四角四面的整備から円的創造への観念の移行が必要なのではないだろうか。

食品を試買で調査！ 量目・衛生など
消費経済モニター

味覚の秋を迎えるに当り、宇都宮市消費経済モニターの協力を得、市民生活に密着した日常生活必需品の一部を試買し、正しい計量思想と商品知識の高揚、それに文化生活の向上をはかるため、八月三十日、宇都宮商工会議所会議室において、宇都宮市・宇都宮商工会議所・宇都宮市商店街連盟・宇都宮市計量普及協会の主催で実施された。

これは、市内の一般商店で販売されている商品について、量目不足や衛生等の商品が、どの程度あるかを試買によって調査しているもの。

今回の試買は食肉、魚介類、同加工品、野菜、緑茶の五品目を指定し、広く販路を有する商品を購入、商工会議所に持ちよって鮮度、計量、衛生について調査した。

その結果は次のとおり。

〔購入店舗数〕
近隣小売店 三二店
中心部小売店 三一店
百貨店 六店
計 六九店

〔購入品目数〕
食肉類 二〇〇g 二〇件
魚介類 二〇〇g 二〇件
魚介類加工品 二〇〇g 一八件
野菜類 一kg 一七件
緑茶 二〇〇g 二〇件

〔量目検査の成績について〕
正量 五五件 五八％
過量 三〇件 三二％
不足 一〇件 一〇％
計 九五件 一〇〇％

〔店舗別量目検査成績について〕
近隣 百貨店 中心部
正量 二〇件 六六・七％ 一八件
五一・四％ 一七件 五六・六％
過量 九件 [illegible] 一一件
二八・六％ [illegible] 三六・七％
不足 一件 三・三％ 二件 六・七％ 一〇件

店舗 衛生状態 接客態度
良い 二六店 二三店
普通 五三店 五八店
悪い 六店 三店

店舗 衛生 近隣 百貨店 中心部 計
良い 六 一〇 一〇 二六
普通 一八 一 一七 [illegible]
悪い 四 一八 一一 二

「試買の結果から」モニターの声

〔肉屋関係〕
出店というためか、各々の店員の接客態度にむらがあり（商売に対して）、前向きの姿勢がみられない。（デパート）
ケースに入っている肉は、見える部分は良い肉が入っていて、下側はあぶら肉の部分が厚くてあまり良くないのが入っていた。（デパート）
手づかみで精肉を計っているので感じが悪い。（デパート）
店員の服装が汚れていて不衛生である。（中心部小売店）

〔魚屋関係〕
住居に近い小売店は、日常、その店から買い求める時の態度が大切と思う。消費者が鮮度にやかましければ、それに応じた品物を進めてくれる。（近隣小売店）
店内が暗く、少々きたない感じで鮮度が落ちる感じがした。（中心部小売店・近隣小売店）
親切で感じが良い。（近隣小売店二件）
包装にビニールを使い衛生的であり、品物が良く整理されている。（デパート）
白子干等の袋詰は買い易いが、品質が心配である。（近隣小売店）

〔八百屋関係〕
ほとんどの商品が袋詰となっており、品質が確認できない。（中心部・近隣小売店）
交通量の多い道路ふちの商店では、ほこりが多く生で食べる物は不衛生である。（近隣小売店）
目方売りよりも一山一皿売りが多いようで、一kgと指定したら驚いたようだった。（近隣・中心部小売店）

〔茶店関係〕
お茶のことを質問したらきびきびと答えてくれて、とても気持ちがよく、お客を大切にするという態度がうかがわれた。（中心部小売店）
店内に椅子を置き、待つ客にサービスが行きとどいている。（近隣小売店）
値段がついていないので買いづらく、また店員もまごついていた。（デパート）
商品の品種が少ない。（近隣小売店二件、デパート）

〔乾物店関係〕
商品全部が露出しており、ほこりがついて不衛生である。（中心部小売店）
ケース内にハエがだいぶいて不衛生である。（中心部小売店）

宇都宮市中小企業融資制度のご案内（お問い合せは商工会議所へ）

この制度金融を利用できる人は、市内に事業所を有し、引続き1年以上現在の事業を営む**中小企業者**等で、返済能力が確実であると認められる方です。

機械設備資金
鉱業用、製造用、建設用、修理加工用の機械、設備で市内に設置するもの。
貸付限度 年度間三〇〇万円まで
貸付期間 二〇〇万円まで五か年以内 二〇〇万円以上七か年以内（原則として六か月据置後月賦返済）

施設改善資金
店舗、作業場等の建築物、附帯施設で市内に新、増、改築（設）、改装するもの。
貸付限度 年度間三〇〇万円まで
貸付期間 二〇〇万円まで五か年以内 二〇〇万円以上七か年以内（原則として六か月据置後月賦返済）

従業員福利厚生施設資金
宿舎、食堂等で市内に新、増、改築するもの。
貸付限度 年度間五〇〇万円まで（ただし、建築費の⅔まで）
貸付期間 二〇〇万円まで五か年以内 二〇〇万円以上七か年以内（原則として六か月据置後月賦返済）

公害防止施設資金
公害防止の規制基準に適合させるため、それに必要な施設を市内に設置するもの。
貸付限度 年度間五〇〇万円まで
貸付期間 七か年以内（原則として六か月据置後月賦返済）

工場立地適正化資金
市が工場適地と認めた地区に工場を移転するもの。
貸付限度 一企業五〇〇万円まで
貸付期間 七か年以内（原則として六か月据置後月賦返済）

運転資金
原材料、商品等の仕入
貸付限度 一回一〇〇万円まで（ただし、これの融資残高は三百万円まで）
貸付期間 二か年以内（原則として二か月据置後月賦返済）

◎利率は各金融機関の行実額
◎信用保証料は全額市で補助

取扱金融機関
足利銀行・本支店
栃木相互銀行 〃
宇都宮信用金庫 〃
栃木県中央信用組合 〃
富士銀行宇支店
第一銀行 〃
日本勧業銀行 〃
協和銀行 〃
群馬銀行 〃
常陽銀行 〃
東邦銀行 〃
日本信託銀行 〃
茨城相互銀行 〃
常磐相互銀行 〃
大東相互銀行 〃
徳陽相互銀行 〃
商工組合中央金庫 〃

消費者運動を重視、人件費の節約を

町田一郎氏を招き経済講演会開かる

米国のドル防衛策、円切上げ問題等と激動する日本経済に、中小企業はどう対応していくか。これらの問題を取りあげた講演会が九月二十七日午後二時から、足利銀行本店ホールにおいて、「これからの日本経済と中小企業」と題し、三菱経済研究所所長、町田一郎氏を招いて、当所・竜門社・日経新聞社の主催で開かれた。

町田氏は、「今後は、消費者動向の変化をつかめ。円切り上げで貨幣価値が上がれば、物価も下がる。人件費を節約して資本の蓄積を」と、経営のポイントを説き、多数の聴講者に感銘を与えた。

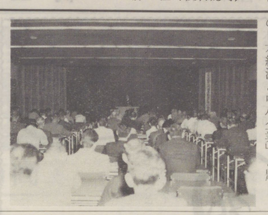

聴講者でいっぱいになった会場

"来春高卒の就職選考はじまる"

十月一日から、来春高等学校卒業予定者の就職選考がはじまりました。例のドルショックで求人の取消しも新聞に報じられていますが、全国で約一六〇事業所一万六千人、県内で二十三事業所一千九〇〇人程度、宇都宮では四事業所二〇〇人程度でほとんど影響なく、相変らず求人難です。

"失業・労災保険が来春から一本に"

失業保険と労災保険が、来年四月一日から「労働保険」という名称で一本になります。納付も年一回の概算払いに簡略化されますが、同時に建設、製造、運輸、電気、ガス、水道業は、一人でも雇用すれば同保険の適用を受けることになります。

"身体障害者に職場を"

九月一日から身体障害者雇用促進月間がはじまりましたが、この機会に現在の援護措置をお知らせします。

一、雇用率の設定

民間事業	全従業員の一・三%
特殊法人	〃　一・六%
政府等官公庁	〃　一・七%
三公社等	一・六%

右のように法律で身体障害者を雇い入れるように義務づけられています。

二、雇用奨励金制度

安定所の紹介によって雇い入れた事業所には、一か月八、〇〇〇円を一年分、奨励金として支給されます。

三、職場適応訓練

身体障害者および精薄者を事業主に一定期間委託して、職場適応をためようとするもので、月六、八〇〇円を六か月間支給されます。（重度障害については一年）

四、雇用促進融資制度

事業主が障害者のために住宅、福祉施設を設置または作業施設の改善、購入等に要する資金を低利で融資します。

金利	中小企業　六分五厘 大企業　七分
期間	最高二〇年
限度	一五〇〇万円

この機会に身体障害者の雇用について、さらに理解をかめていただくようお願いいたします。

宇都宮公共職業安定所

お知らせコーナー

採用相談ルームのご案内

宇都宮公共職業安定所では、情報化時代にふさわしい安定所として、雇用主や求職者の皆さんにサービスするため、採用相談ルームを開設しています。

企業の雇用管理や求職者の職業活動について、専門的や技術的な相談に応じるため、つぎのような専門官や相談員がおりますので、企業の発展のため、安定就職のため進んでご利用ください。事業主の方はできれば電話等で「相談予約」をしてくださるようお願いします。

コンサルタントチームのメンバー

職名	氏名	相談業務の内容
次長（室長）	永井佳吉	1. 相談ルームの取扱業務の運営調整 2. 職業安定行政全般についての相談
雇用情報専門官	内藤正視	1. 求人者向け雇用情報のサービス 2. 雇用情報全般についての専門的、技術的サービス 3. 雇用管理等雇用一般についてのサービス
職業指導官	小川保	1. 求職者向け職業情報のサービス 2. 職業指導、職業適性検査等に関する専門的技術的サービス 3. 新規学卒者の就職に関する専門的、技術的サービス
人材開発相談員	稲葉金四郎	1. 技術者、管理者等人材の就職に関する相談及びサービス 2. 人材の活用、求人対策等求人に関する相談及びサービス 3. 人材の求職登録、求人受付、就職あっ旋事務
年少就職者相談員	石締一	1. 年少就職者の職業適応に関する相談及びサービス 2. 年少就職者の雇用管理に関する相談及びサービス 3. 年少就職者の離転職等に関する相談及びサービス
労働保険相談員	村山正一	1. 失業保険業務全般に関する相談及びサービス 2. 失業保険受給者についての相談及びサービス 3. 失業保険事務組合に関する相談及びサービス
パートタイマー相談員	星野ツネ	1. 婦人労働力の活用についての相談及びサービス 2. パートタイム求人の受付及び雇用相談サービス 3. パートタイマーの求職の受付及び職業相談サービス

定期産業公害相談所のお知らせ

産業公害に関する相談を次の要領により行ないますので、お気軽にご利用ください。

◎相談担当者
栃木県商工労働部公害課担当員
宇都宮市商工部公害課担当員

◎定例相談日

昭47年

三月	二月	一月	十二月	十一月	十月
1日	2日	5日	1日	4日	6日
・	・	・	・	・	・
15日	16日	19日	15日	17日	20日

午前10時より午後4時まで
会場：宇都宮商工会議所

◎相談内容
(1) 公害関係法令に関すること。
(2) 公害防止技術に関すること。
(3) 公害防止施設設置資金の助成ならびに融資利用あっせん。

昭和46年4月就職者調査

	卒業者数	就職者数	管内就職	管外就職	管外より管内就職
	人	人	人	人	
高校	7,092	3,342	2,115	1,227	内県外 269 2,040
中学校	6,034	432	301	131	内県外 28 203
一般	(求職) 16,738	8,344	8,304	40	—

（備考） 管外就職者のうち、京浜地区　87%
管外より就職者で県内より　87%

昭和47年3月卒業見込者の状況

	卒業予定者	就職	進学	家事従事	訓練校
	人	人	人	人	人
高校	7,197	4,412	2,399	365	21
中学校	5,655	321	5,231	28	75

昭和47年3月卒業見込者の初任給

		男 最高	男 平均	男 最低	女 最高	女 平均	女 最低
		円	円	円	円	円	円
大学	全国	69,198	47,000	41,000	60,000	45,000	41,000
	管内	57,000	45,000	43,000	56,000	43,000	42,000
高校	全国	58,775	40,000	33,000	58,316	39,000	32,000
	管内	47,500	38,000	30,000	37,000	35,000	28,000
中学校	全国	41,500	30,000	26,000	36,000	30,000	28,000
	管内	36,000	29,000	22,000	36,000	29,000	22,000

求人者数

	45年7月現在	46年7月現在	同期比
高校	11,107人	8,011人	27.9%減
中学校	1,675人	1,052人	32.2%減

（理由） 昨年からの不況による。

✻お店のことなら……なんでもご相談下さい！

店舗・設計・施工のパイオニア

日本店装チェーン加盟店・店装クラブ会員
オオミヤ
宇都宮市駒生町1407　代表 大宮幸一
■店舗設計事務所 泉町8－24　TEL (22) 2202
■アド．センター 看板各種展示装飾　TEL (52) 1050

郵便はがき

山桜はがき

□□□-□□

商工うつのみや

『速報』

<46. 9. 1>

綜合的
い。などが
んといっても相
ため、それに

米国のドル防衛策に関する意見を日商が要望

米国のドル防衛策に対する政府等の対策について、８月２５日全国の商工会議所を代表して、日本商工会議所が次の意見を政府並びに関係機関に要望したので、お知らせします。

1、対外経済政策の一環として、円切上げを含む平価の調整は避けることができないと思われる。多国間調整により早期に、かつ国民経済の耐えうる範囲内でこれを行なうこと。

2、早急に米国輸入課徴金を撤廃せしめること。

3、当面の輸入課徴金対策として、中小企業に対し、滞貨融資などの緊急措置を直ちに講ずること。

4、中小企業の転換、構造改善等を円滑ならしめるため、産業調整援助に関する法律を制定し、税制、金融など各般の施策を講ずること。

5、円切上げが行なわれる場合、企業の為替差損に対する補償措置を実施すること。

◉経済講演会開催のお知らせ◉

米国のドル防衛策、円切上げ問題等と激動する日本経済に、中小企業はどう対応していくか。これらの問題を取りあげる講演会を次により開催しますので、ぜひご聴講ください。無料です。

1.と　き　９月２７日(月)　午後2時より４時まで
2.ところ　足利銀行本店　3階ホール　（桜４丁目）
3.演　題　これからの日本経済と中小企業
4.講　師　三菱経済研究所　所長　町田一郎氏

ご　注　意

最近、当会議所とまぎらわしい名称を名のり、資料提供や調査等で訪問している者がありますが、当所とは一切関係ありませんのでご注意願います。当所が行なう場合は、文書でお願いするか訪問するときは身分証明書を携行しております。